

赤穂市社会福祉協議会防災士資格取得事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平時には地域などでの防災意識の啓発や防災訓練などを、被災時には公的援助が行われるまで、地域のリーダーとして地域や職場における被害を最小限に抑える取り組みや避難所の運営などの活動を行うことができる市民を養成するため、日本防災士機構が認定する防災士（以下「防災士」という。）の資格取得事業に係る経費の一部を助成することにより、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 赤穂市内に在住し、資格取得後、防災士として活動を志す者とする。

(助成の内容)

第3条 理事長は前条の対象者に対し、防災士資格取得に必要な経費の一部を予算の範囲において助成するものとする。

(対象経費)

第4条 この助成の対象となる経費は、次に掲げる経費を対象とし、1.1万円を限度とする。

- (1) 防災士試験受験料
- (2) 日本防災士機構への登録料
- (3) 防災士試験用テキスト料

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防災士資格取得事業助成金交付申請書（様式第1号）を理事長に提出するものとする。この場合において、兵庫県が実施するひょうご防災リーダー講座を受講しなければならない。

(助成の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、防災士資格取得事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実施報告)

第7条 申請者は、事業終了後、1ヶ月以内に防災士資格取得事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 対象講座を修了したことを証する書面の写し
- (2) 日本防災士機構に防災士として登録されたことを証する書面の写し
- (3) 当該事業に要した経費の領収を証明する書面の写し

(助成金の請求)

第8条 理事長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、承認した後、防災士資格取得事業助成金請求書(様式第4号)により助成金を交付する。

(助成金の取り消し)

第9条 理事長は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、助成金の交付決定の全部または、一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を当該事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 申請内容等を理事長の承認なしに変更、中止、又は廃止したとき。
- (3) この要綱に基づいて提出された申請書、報告書等の内容に虚偽があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。